

平成 21 年度

監査報告書

(行政監査)

飯田市監査委員

21 飯監第 73 号
平成 21 年 8 月 20 日

飯田市長	牧野 光朗 様
飯田市議会議長	中島武津雄 様
飯田市教育委員会委員長	牧野 欽次 様
飯田市選挙管理委員会委員長	金田 文夫 様
飯田市農業委員会会長	関島 友弘 様

飯田市監査委員	林 栄一
飯田市監査委員	中島 善吉
飯田市監査委員	上澤 義一

監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 5 項の規定により実施した行政監査の結果を、同条第 9 項の規定により報告します。

なお、同条第 12 項の規定により、監査結果に基づき、又は参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

第1 監査のテーマ

報償費（一件10万円未満を除く。）の支払いを伴う事業の執行について

第2 監査の目的

地方自治法施行規則第15条は、歳出予算の区分として「報償費」を規定し、「報償金（報酬に掲げる以外のもの（謝礼金を含む。）」、「賞賜金」「買上金」と説明している。

報償金とは、「一般的に役務の提供や施設の利用などによって受けた利益に対する代償をいう。例えば、講演会、講習会、研究会等の講師謝礼、人命救助者に対する謝礼等提供された役務に対する反対給付あるいは感謝の意を表すもの」であると解説されている。（株ぎょうせい刊「地方公共団体歳入歳出科目解説」より）

一般に、受けた役務等に対する代償を「謝礼」という形で支払う場合、特段の定めが無い限り、金品の額の多寡については、いわゆる「社会通念」に照らして判断することになり、その妥当性の判断を一律に規定することは困難である。また、飯田市財務規則第59条及び第63条に規定する別表第3における支出負担行為の決議及び確認に必要な帳票等については「相手方及び報償内容を示す帳票類」のみで足りることとしている。それゆえに個別の案件ごとに金品の額の妥当性の検証が十分に行われることが求められる。

今回、報償費（一件10万円未満を除く。）の支払いについて、金品の額の決定の根拠の明確性の確認を行うとともに、そもそも「報償費」として支出することの是非、すなわち、見積りや入札、契約書等により、相手方選定の方法や業務の内容が明確に示される「委託料」等での支払いが適当な事例ではなかったかの検証を行い、「報償費」の支払いを伴う事業の適正な執行を確認することを目的とする。

第3 監査の期間

平成21年6月1日から平成21年8月19日まで

第4 監査の対象

平成20年度一般会計において報償費（一件10万円未満を除く。）の支払いを伴う事業を対象とした。

なお、監査対象となった事業の会計伝票数は、「第8 監査の概要」の表に示す101件（26課等）である。

第5 監査の方法

監査の実施に当たっては、対象となる「報償費」の確定のため、会計管理者に対し、支払日、支払先、金額、内容、所管課等について資料を請求し、その提出を受けた上で、対象となる事業を所管する課等に対し、金品の額の算出根拠について照会するとともに、根拠となる文書等の写しの提出を求めた。

これらの資料を基に詳細調査の対象案件を抽出し、詳細調査対象案件の所管課等及び関係者に対し、関係帳簿等の調査を行うとともに、必要に応じて監査委員による面接調査を行うことにより監査を実施した。

第6 監査の着眼点

監査の実施に際し、次の事項を基本的な着眼点とした。

- (1) 金品の額の決定について、条例等の定めがあるか。定めが無い場合は、どのような検討を経て額が決定されているか。

- (2) 事業の内容から見て、実際に提供される役務等を「報償費」として扱うことが適当であるか。
- (3) 他の自治体や民間における類似例と比較して高額になっていないか。
- (4) 違法もしくは不当な公金の支出にあたらぬか。

第7 監査の結果及び監査意見

今回対象とした、平成20年度一般会計において、一件10万円以上の報償費の支払いを伴う事業の会計伝票数は101件(26課等)であった。全てにおいて、関係法令等に照らし、著しく不適切な事例は確認されなかったが、次の点について、是正措置を求めます。

- (1) 学校教育課が所管する「飯田市英語指導助手招へい事業謝礼(第1回 350万円・第2回 335万7千円)」の支払

関係者への面接調査により、「飯田市英語指導助手招へい事業謝礼」に係る、外国人講師(以下「ELT」という。)招へい事業に関して、学校教育課が報償費支払先業者(以下「業者」という。)に依頼した業務の内容は、ELTの募集に関する業務、ELTの病気、怪我等の緊急時対応に関する業務、本市においてELTが市内小中学校において行うことを求められている業務を継続的に遂行するために必要な範囲での日常生活支援、及び教育委員会とELTの連絡調整に関する通訳等の業務と判断した。

この範囲において、他の自治体の事例や民間業者の見積事例等を参考に、本市の事業実施状況にあわせて推計をした額と支出額を比較して、当該支出が不当に高額であるとは言えないこと。また、業務内容において委託事業として積算根拠を明確に示すべき部分もあるものの、関係者に対する面接調査から、報償費として扱ったことがやむをえなかったと考えられる部分もあることから、違法もしくは不当な公金の支出にあたるまでは言えないと判断したが、前例踏襲に陥ることなく、常に行政評価等による見直しを行い、事業に係る積算根拠等を明確にした上で、透明性の高い予算執行をされるよう要望する。

なお、本件の監査において、業者に対する業務内容が契約書や仕様書等の文書により明確に規定されていないこと、ELTの業務内容や身分に係る文書が英文化されていないこと、ELTが業者から受けることができる支援の内容等が明確に伝えられていなかったこと、ELTへの連絡や意思疎通の機会として、毎月の定例会が設定されてはいたものの、いわゆる「言葉の壁」により十分に機能していなかったことが確認されたので、是正措置を求める。

当該事例の場合、財政課及び会計課における内部統制機能に大きな問題はなかったと判断したが、財政課においては、予算編成時において、長年継続的に実施されている事業についても、行政評価等を参考に定期的な見直しを図りたいこと。また、会計課においては、一般的な報償費の額を超える金額の場合は、何らかのチェック機能が働くよう検討されることを要望する。

- (2) 美術博物館が所管する「美術博物館顧問料(4人分40万円)」の支払

美術博物館の顧問料については、他の自治体設置の博物館等においても事例があるが、長年にわたり慣例的に支出することについては疑問もあり、顧問の選考基準、業務内容、報酬等を条例等で規定することにより、透明性を高められたい。

- (3) その他

積算根拠等には問題がなかったものの、業務内容から判断して補助金、筆耕料、委託料とすることが妥当と判断したものの10件については、役務の内容や金額の根拠を明確にするよう歳出科目の変更を検討されたい。

第8 監査の概要

1 報償費の支払いを伴う事業

監査対象とした平成20年度一般会計において、一件10万円以上の報償費の支払いを伴う事業の会計伝票の数は101件であった。

所管課等	件数	金額(円)	所管課等	件数	金額(円)
人事課	1	100,000	公民館	1	154,000
男女共同参画課	1	200,000	川路公民館	3	488,888
保健課	2	248,887	上郷公民館	1	166,666
福祉課	3	1,016,360	文化会館	4	703,333
子育て支援課	1	120,000	美術博物館	12	3,127,611
介護高齢課	12	7,458,530	中央図書館	1	100,000
環境課	1	357,776	歴史研究所	10	1,585,570
産業振興支援課	3	521,111	上村自治振興センター	6	1,630,500
農業課	2	21,562,800	防災交通課	4	33,176,820
商業・市街地活性課	1	240,000	議会事務局	1	111,111
観光課	4	800,800	選挙管理委員会事務局	4	767,250
建設管理課	3	496,175	農業委員会事務局	1	450,000
学校教育課	15	9,833,233			
生涯学習・スポーツ課	4	763,666	合計	101	86,181,087

2 詳細調査

監査対象のうち、支払額の積算根拠に疑義があったものと支払の対象となった役務等の内容が明確になっていなかったものを詳細調査の対象とした。

具体的には、学校教育課が所管する「飯田市英語指導助手招へい事業謝礼(第1回・第2回)」と美術博物館が所管する「美術博物館顧問料(4人分)」の2事業(6件)である。

【詳細調査対象1】

主管課等	金額(円)	債権者	摘要	根拠等
学校教育課	3,500,000	A氏	飯田市英語指導助手招へい事業謝礼(第1回)	住居費、募集費用、帰国費用、緊急時対応、雑費、年間世話料
	3,357,000		飯田市英語指導助手招へい事業謝礼(第2回)	住居費、募集費用、帰国費用、緊急時対応、雑費、年間世話料

(1) 詳細調査の状況

面接調査は、学校教育課が所管する「飯田市英語指導助手招へい事業謝礼(第1回・第2回)」を対象とし、次のとおり実施した。

面接日	対象者	調査内容
7月1日	学校教育課（教育次長・学校教育課長、担当係長）	事業の内容、ELTの労務管理、業者に対して求めた役務、報償費の積算根拠、等
	報償費の支払先業者	学校教育課から求められた業務の内容、報償費の積算根拠、等
	ELTが勤務する学校から英語指導教諭の代表者（2人）	事業に対する評価、問題点、等
	監査日当日に在籍する ELT 全員（7人中1人は病欠）	学校教育課から求められた業務内容、研修会等の状況、業者との関係（募集からサポートの状況）、等
7月3日	財政課（課長・担当係長）	内部統制の状況、等
	会計課（会計管理者・課長）	

（2）事業の目的

中学生には、英語による外国人とのコミュニケーション能力の向上を図る。小学生には、国際感覚と外国語の必要性を認識する動機作りを行う。ことを目的としている。

具体的には、外国人と交流する機会をつくり、国際的な感覚を育成するため、ELTを招へいし、中学校に配置する。また、小学校へは毎週水曜日にELTを派遣し、国際交流を行う。児童生徒を生英語に触れさせることにより、読み書きのみならず聞く話す学力をつけることとしている。

また、ELTには、勤務記録を作成させ、成果を数値化する際の判断材料とするとともに、将来に向けた配置計画の参考資料として活用し、ELTによる英語力の向上等効果の検証・研究を行うものとしている。（平成20年度事務事業実績評価表から）

（3）事業の状況

ア 学校教育課が業者に依頼した業務の内容等

資料及び面接調査により、依頼した業務の内容は大きく分けて、ELTの募集に関する業務、ELTの病気、怪我等の緊急時対応に関する業務、 当市において、ELTが市内小中学校において行うことを求められている業務を継続的に遂行するために必要な範囲での日常生活支援、教育委員会とELTの連絡調整に関する通訳等の業務と判断した。

当該事業が委託料として支払われてきた平成6年度までは委託契約書が取り交わされていたが、報償費としての支払いに変更後も、契約書は取り交わしてはいないものの、従来の業務と変わりなく行うこと。また、前記 や のような支払い根拠の積算が困難な業務も多く含まれているが、これらの業務を含むすべてを費用総額の中で行うことが、学校教育課と業者の間の了解事項となっていたことを両者の面接調査において確認した。

また、学校教育課の報償費支払いの起案文書には、委託料当時の積算根拠を漫然とそのまま使用してきたために、ELTの帰国費用についての記載が見受けられるが、実際には帰国費用はELTの自己負担とされており、自己負担を前提にELTの募集がされていることを業者及びELT本人の面接調査において確認した。

なお、業者に依頼した業務の一部に、厚生労働大臣の許可が必要な職業安定法に規定する「職業紹介」に当る業務が含まれているとの疑義があるが、本件の監査においては職業安定法の許可の問題は監督官庁の判断に委ねるものとし、事業の執行それ自体を監査するものとした。事業の執行に際しては、所管部署のみならず全庁的に、法令等の遵守について常に細心の配慮が必要と考える。

イ 他の自治体の事例・業者の見積・JET プログラム との推計による比較

監査委員において、他の自治体の事例、業者の見積及び JET プログラムの事例等を参考に、本市の平成 20 年度の事業実施状況にあわせて事業に係る費用を推計した結果は、次のとおりである。

(単位：人・千円)

区分	ELT 在籍数	事業費総額 (実績) 1	ELT 在籍数を 8 人として試算した場合			
			委託料総額 2 (A)	渡航費等 3 (B)	給与相当額 4 (C)	差引額 5 (A - B - C)
飯田市	8	31,204	31,204	49	24,298	6,857
A 市	6	28,800	38,400	1,440	28,800	8,160
B 市	4	18,330	36,660	1,440	28,800	6,420
C 市	3	13,700	36,533	1,440	28,800	6,293
D 市	4	18,940	37,880	1,440	28,800	7,640
E 市	7	31,080	35,520	1,440	28,800	5,280
業者見積	1	4,536	36,288	1,440	28,800	6,048
JET プログラム (試算)	1	5,644	45,152	8,960	28,800	7,392

JET プログラムとは、「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)の略称で、地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省及び財団法人自治体国際化協会の協力の下に実施するもので、招致事業に必要な経費のうち、参加者の給与、旅費等については、地方交付税により所要の措置が講じられる。

- 1 業者委託は一人あたりの見積額。JET プログラムは一人あたりの試算費用
- 2 飯田市の 3,120 万 4 千円は、事業費総額(実績)
- 3 ELT 渡航費は一人当たり 18 万円(概算)とした。また、飯田市の 4 万 9 千円は消耗品費。JET プログラムの 896 万円は地方交付税措置概算額(一人当たり 472 万円)と給与相当額との差額
- 4 JET プログラムの月額 30 万円を基準に推計した。なお、飯田市は実績
- 5 JET プログラムは、市が直接負担すべき費用の見込額

- ・報償費として業者に支払われた金額は、調査した中では平均的な額であり、不当に高額であるとはいえないと判断した。

ウ 平成 20 年度 ELT 勤務状況

ELT	配置校	中学校勤務日数	小学校勤務日数	その他研修等の日数	在籍期間
19A	緑ヶ丘中学校	161	41	1	20.4.1 ~ 21.3.31
19C	旭ヶ丘中学校	61	16	1	20.4.1 ~ 20.7.31
19D	高陵 中学校	60	16	1	20.4.1 ~ 20.7.31
19E	飯田東中学校	28	16	1	20.4.1 ~ 20.7.31
	鼎 中学校	26			
19F	上村 中学校	169	25	2	20.4.1 ~ 21.3.31
	遠山 中学校	9			

20A	竜東 中学校	82	41	1	20.4.1 ~ 21.3.31
	竜峡 中学校	78			
20B	旭ヶ丘中学校	95	25	1	20.9.1 ~ 21.3.31
20C	飯田東中学校	48	25	3	20.9.1 ~ 21.3.31
	鼎 中学校	46			
20D	飯田西中学校	164	41	1	20.4.1 ~ 21.3.31
20E	高陵 中学校	94	25	1	20.9.1 ~ 21.3.31
20F	遠山 中学校	140	13	1	20.4.1 ~ 21.1.8

学校教育課の資料より。ELT 欄は仮名。アルファベットの前の数字は採用年度。

工 平成 20 年度研修会等開催状況

月日	時間	会議名	内容	出席者
3月28日	10:00 ~ 12:00	新旧 ELT 打合せ	顔合わせ、配置校について、勤務上の注意他諸連絡	教委担当指導主事・事務局・ELT (欠席報告なし)・業者
4月2日	9:00 ~ 12:00	ELT 研修会	勤務上の諸注意、授業研修会、小学校指導の打ち合わせ、勤務記録表の提出について、事務連絡等	教委担当指導主事・事務局・ELT (欠席報告なし)・業者
4月9日	9:30 ~ 15:30	小学校授業研修会及び中学校指導研修会	小学校でのデモ授業および研修、小中学校担当教諭との意見交換等	教委担当指導主事・事務局・ELT (7名)・業者・小中学校英語担当教諭
4月30日	16:30 ~ 18:00	ELT 定例会	意見交換、事務連絡等、勤務記録表の提出	教委担当指導主事・事務局・ELT (欠席報告なし)・業者
5月8日	15:00 ~ 16:30	ELT 面接	勤務上の悩み・問題点等の聞き取り相談、継続の意向調べ	教委担当指導主事・ELT (3人)・業者
5月9日	15:00 ~ 16:00	ELT 面接	勤務上の悩み・問題点等の聞き取り相談、継続の意向調べ	教委担当指導主事・ELT (2人)・業者
5月28日	16:30 ~ 18:00	ELT 定例会	意見交換、国際交流会について、事務連絡等、勤務記録表の提出	教委担当指導主事・事務局・ELT (欠席報告なし)・業者
6月25日	16:30 ~ 18:00	ELT 定例会	意見交換、国際交流会について、事務連絡等、勤務記録表の提出	教委担当指導主事・事務局・ELT (欠席報告なし)・業者
7月23日	16:00 ~ 17:30	ELT 定例会	意見交換、授業研修会について、事務連絡等、勤務記録表の提出	教委担当指導主事・事務局・ELT (欠席報告なし)・業者
8月29日	16:00 ~ 18:00	ELT 定例会	新任者との顔合わせ、意見交換、授業研修会について、事務連絡等、勤務記録表の提出	教委担当指導主事・事務局・ELT (欠席報告なし)・業者
9月3日	9:15 ~ 14:30	授業研修会	小学校でのデモ授業による研修	教委担当指導主事・事務局・ELT (6名)・業者
9月24日	16:30 ~ 18:00	ELT 定例会	意見交換、ELT 授業参観について、事務連絡等、勤務記録表の提出	教委担当指導主事・事務局・ELT (欠席報告なし)・業者
10月6日	9:40 ~ 11:35	授業参観及び懇談 (飯田西中)	ELT の行う授業の参観、学校職員との意見交換 (指導・勤務・人間関係など)	教委担当指導主事・業者・学校長・ELT 担当教諭

10月9日	9:40～ 11:35	授業参観及び懇談 (旭ヶ丘中)	ELTの行う授業の参観、学校職員との意見交換(指導・勤務・人間関係など)	教委担当指導主事・業者・ 学校長・ELT担当教諭
10月16日	9:40～ 10:50	授業参観及び懇談 (遠山中)	ELTの行う授業の参観、学校職員との意見交換(指導・勤務・人間関係など)	教委担当指導主事・業者・ 学校長・ELT担当教諭
10月16日	11:40～ 12:50	授業参観及び懇談 (上村中)	ELTの行う授業の参観、学校職員との意見交換(指導・勤務・人間関係など)	教委担当指導主事・業者・ 学校長・ELT担当教諭
10月20日	9:45～ 11:40	授業参観及び懇談 (飯田東中)	ELTの行う授業の参観、学校職員との意見交換(指導・勤務・人間関係など)	教委担当指導主事・業者・ 学校長・ELT担当教諭
10月21日	9:40～ 11:35	授業参観及び懇談 (竜峡中)	ELTの行う授業の参観、学校職員との意見交換(指導・勤務・人間関係など)	教委担当指導主事・業者・ 学校長・ELT担当教諭
10月27日	9:40～ 11:35	授業参観及び懇談 (高陵中)	ELTの行う授業の参観、学校職員との意見交換(指導・勤務・人間関係など)	教委担当指導主事・業者・ 学校長・ELT担当教諭
10月28日	9:40～ 11:35	授業参観及び懇談 (緑ヶ丘中)	ELTの行う授業の参観、学校職員との意見交換(指導・勤務・人間関係など)	教委担当指導主事・業者・ 学校長・ELT担当教諭
10月29日	16:30～ 18:00	ELT 定例会	意見交換、小学校への派遣について、事務連絡等、勤務記録表の提出	教委担当指導主事・事務局・ ELT(欠席報告なし)・業者
11月26日	16:30～	ELT 定例会	意見交換、国際交流会について事務連絡等、勤務記録表の提出	教委担当指導主事・事務局・ ELT(欠席報告なし)・業者
11月26日	～18:00	ELT 面接	勤務上の悩み・問題点等の聞き取り相談、継続の意向調べ	教委担当指導主事・ELT(8人)・業者
12月24日	16:30～ 18:00	ELT 定例会	意見交換、事務連絡等、勤務記録表の提出	教委担当指導主事・事務局・ ELT(欠席報告なし)・業者
1月28日	16:30～ 18:00	ELT 定例会	意見交換、来年度の活動について、事務連絡等、勤務記録表の提出	教委担当指導主事・事務局・ ELT(欠席報告なし)・業者
2月25日	16:30～ 18:00	ELT 定例会	意見交換、来年度の活動について、事務連絡等、勤務記録表の提出	教委担当指導主事・事務局・ ELT(欠席報告なし)・業者
3月19日	14:00～ 17:00	ELT 定例会	意見交換、新年度の活動予定、事務連絡等、勤務記録表の提出	教委担当指導主事・事務局・ ELT(欠席報告なし)・業者
3月30日	10:00～ 12:00	新旧 ELT 打合せ	顔合わせ、配置校について、勤務上の注意他諸連絡	教委担当指導主事・事務局・ ELT(欠席報告なし)・業者

学校教育課の資料より。

- ・学校教育課の主催により研修会・定例会等が開催されているが、雇用に関することも含めて、資料等が英文化されていないこと。また、口頭による説明は業者により通訳されるものの、ELTに十分に伝わっていないことを、全てのELTを対象にした面接調査において確認した。また、学校教育課においては、研修会・定例会等に関する会議録がなく、出席した担当者から上司への報告記録も未整備であることから、研修会・定例会等が十分に機能していなかったものと判断した。

オ 平成 20 年度 ELT 勤務記録表提出状況

勤務記録表は、ELT 本人が毎日の勤務状況（授業等の実施状況）を記録し、学校長の決裁を受けた上で、学校教育課に提出するものとされている。

ELT	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
19A												
19C	×	×	×	×	-	-	-	-	-	-	-	-
19D					-	-	-	-	-	-	-	-
19E					-	-	-	-	-	-	-	-
19F				×	×			×	×	×	×	×
20A											×	×
20B	-	-	-	-	-							×
20C	-	-	-	-	-	×	×	×	×	×	×	×
20D								×	×	×	×	×
20E	-	-	-	-	-	×	×	×	×	×	×	×
20F									×	-	-	-

提出 × 未提出 - 在籍していない

学校教育課の資料より。ELT 欄は仮名。アルファベットの前の数字は採用年度。

- ・勤務記録表が未提出のケースが見受けられることは、ELT の面接調査において明らかにされたように、研修会・定例会等において、教育委員会からの伝達事項が明確に伝わっておらず、意志の疎通が十分に行われていなかったことを示すものである。また、勤務記録表が提出されないままにされていること、担当教諭や校長の確認がなされていないものが散見されることは、労務管理の面においても適切さを欠いていたと思われる。

カ 事業の評価

学校教育課及び ELT が勤務する学校の英語指導教諭の代表者（2 人）の面接調査において、当該事業については、とても有用である。ELT が外国人であるということで、生徒は「英語を話さなければならない」という必要性を感じている。生の英語、日常の英語が重要である。生徒へのアンケート結果にも評価が現れている。とし、また、ELT の能力等についても、ELT としての能力を有していると思う。専攻についてはいろいろな分野の人がいていいと思う。というように、当該事業が一定の評価をされていることを確認した。

しかしながらこれは、授業における ELT の活用や、現在雇用している ELT の資質に対する評価であり、必ずしも、事業手法に対する評価とは言い難い部分もある。

(4) 内部統制

予算編成や会計処理に係る内部統制の状況を確認するために行った、財政課と会計課に対する面接調査の要旨は次のとおりであるが、財政課においては、予算編成時において、長年継続的に実施されている事業についても、行政評価等を参考に、定期的な見直しを図ることが必要と考える。

また、会計課においては、一般的な報償費の額を超える金額の場合は、何らかのチェック機能が働くよう検討することが必要と考える。

ア 財政課

予算は枠配分であり、査定においては、通年の経費が見積られているか、行政評価進捗管理表による評価がされているか、例年に比べて高くないか、集中改革プランとの関係等をポイントとしている。

外国人講師招へい事業については、過去 20 年の経過と業者が ELT の募集から生活の世話まで全てやっていることから、所管課が報償費という科目を選択したことが明らかに不当であると判断できるものではなく、事業の効果が高いと評価され実績も出ていること、また例年に比べて金額に大きな変化がないことから妥当と判断した。

イ 会計課

審査においては、支出命令書に基づき審査を行い、予算の確保、報償費での支出等確認するが、政策的な判断よりも手続き的なものを確認する。

外国人講師招へい事業については、1 回目の支出は事業途中の概算払いのため、事業がどの程度進んでいるのか、2 回目は事業が完遂しているかを主管課の起案文書により確認した。また、事業に対する評価が高く、完遂されていることから、適法性は確保されていると判断した。高額な報償費のため、平成 19 年度に主管課に対し積算根拠の確認を求めた経緯があるが、業者に求めている役務等の内容が ELT の確保と ELT が業務を行うために必要な日常生活等のサポートであり、全体を見る中で役務等の対価として支払うことに問題はないと判断した。

【詳細調査対象 2】

主管課等	金額（円）	債権者	摘要	根拠等
美術博物館	100,000	M氏	美術博物館顧問料	年額 10 万円（規定なし）
	100,000	A氏		年額 10 万円（規定なし）
	100,000	H氏		年額 10 万円（規定なし）
	100,000	N氏		年額 10 万円（規定なし）

(1) 詳細調査の状況

美術博物館所管の顧問料については、監査委員の調査により、他の自治体設置の博物館等においても事例があり、報償費の金額についても、提供されている役務等の内容や、他の博物館等の事例と比較した場合、妥当な範囲であると判断したので、顧問の選考基準、業務内容、報酬等を条例等で規定することにより、予算執行における透明性を高めることを求めることとし、面接調査を省略した。

(2) 事業の目的

美術博物館の運営並びに調査研究について、高い専門的な立場から指導を受けること目的に委嘱している。

(3) 役務等の概要

M氏 地域史研究事業（自然、特に地質）の指導、刊行物の執筆、講座等

A氏 美術館の運営並びに作品保管の指導

H氏 地域史研究事業（地質・古生物）の指導、所蔵品の整理・研究の指導、講演等

N氏 地域史研究事業（民俗）・柳田國男館の運営等の指導、刊行物の執筆、講演等

(4) 他の自治体設置の博物館等の事例

施設名	設置根拠	現況	
		人数	報酬額
長野市立博物館	(規定なし)	-	-
松本市美術館	(規定なし)	1人	年額 50万円
上田市立博物館	(規定なし)	-	-
岡谷市立岡谷蚕糸博物館	(規定なし)	-	-
諏訪市美術館	(規定なし)	-	-
須坂市立博物館	(規定なし)	-	-
佐久市立近代美術館	佐久市立近代美術館条例施行規則	1人	年額 20万円
軽井沢町博物館	軽井沢町博物館・類似施設管理運営規則	-	-
我孫子市白樺文学館	我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例	-	-
調布市郷土博物館	調布市郷土博物館条例・調布市郷土博物館顧問設置規則		月額 40,400円 年額 484,800円
美祢市立秋吉台科学博物館	美祢市立秋吉台科学博物館の設置及び管理に関する条例施行規則	-	-
山鹿市立博物館	山鹿市立博物館条例施行規則	-	-
豊後大野市歴史民俗資料館	豊後大野市歴史民俗資料館条例	-	-

- ・規定の有無に関わらず、多くの博物館等では顧問を置いていない。
- ・顧問の選考基準、業務内容、報酬等を条例等で規定することにより、予算執行における透明性を高めることが必要と考える。

3 その他

積算根拠等には問題はないものの、業務内容から判断して補助金、筆耕料、委託料とすること(科目変更)が妥当と判断したものは以下のとおりである。

所管課等	金額(円)	債権者	摘要	根拠等	監査委員の判断
福祉課	300,000	市内民生児童委員協議会	各地区要援護者処遇検討連絡会議	15,000円×20地区	団体の運営を援助するものであり、補助金とするのが妥当
子育て支援課	120,000	飯田市母子寡婦福祉会	母子寡婦福祉会支部活動相談員等謝礼	本会 20,000円 支部 5,000円×20支部	団体の活動を援助するものであり、補助金とするのが妥当
美術博物館	115,300	A氏	標本作製謝礼	11,530円×10点	特殊な技術を必要とするものであり、委託料とするのが妥当
	100,000	B氏	展覧会図録原稿執筆謝礼	原稿用紙 1枚あたり 5,000円×20枚	
上村自治振興センター	206,250	C氏	技術指導謝礼 2月分	1,500円×137.5時間	単価を定めており、委託料とするのが妥当
	157,500	D氏	技術指導謝礼 10月分	1,875円×84時間	
	300,000		技術指導謝礼 11月分	1,875円×160時間	
	396,000	D氏ほか1名	技術指導謝礼 12月分	1,875円×136時間 1,500円×94時間	
			技術指導謝礼 1月分	1,875円×56時間 1,500円×76時間	
	351,750		技術指導謝礼 3月分	1,875円×98時間 1,500円×112時間	

第9 措置状況

監査に関して既に措置を講じたとして報告がされた事項は次のとおりである。

- 1 学校教育課が所管する飯田市英語指導助手招へい事業
 - (1) 業者に対する業務内容が契約書や仕様書等の文書により明確にされていない。
業者に対しては、仕様を定め、契約を行うようにいたしました。
 - (2) ELTの業務内容や身分に係る文書が英文化されていない。
飯田市教育委員会英語指導助手の就業に関する規定を定め、これを英文化し承諾の署名を得ました。
 - (3) ELTが業者から受けることができる支援の内容等が明確に伝えられていない。
支援を受けることのできる内容を英文化して提示するようにします。
 - (4) 毎月のELTの定例会が意思疎通の機会として機能していない。
定例会の資料を英文化します。